

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年六月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

一 許可番号

令和五年二月三日

指令川建セ第〇四〇一七〇号

二 検査済証番号

令和五年六月七日

川建セ第〇五〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字辻百三十三番二、百三十四番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県ふじみ野市亀久保千六百七十番地五十二 サンライトA―一〇一号

斉藤 友之